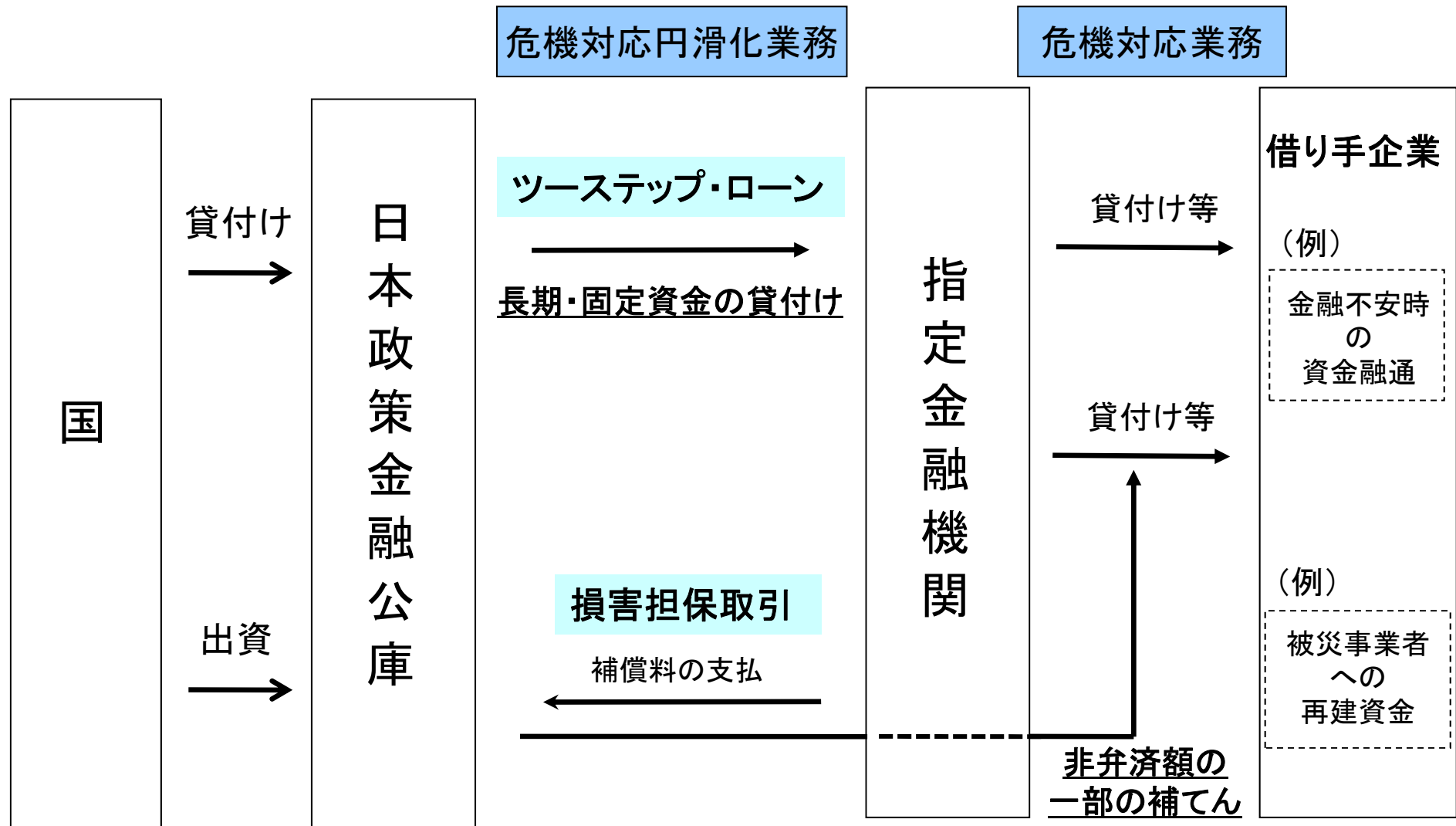


危機対応業務の概要

内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害等に対応するため、主務大臣(財務大臣・農林水産大臣・経済産業大臣)による危機認定がなされた場合に、「指定金融機関」が日本政策金融公庫からの信用供与を受け、事業者に対する必要な資金の貸付け等(危機対応業務)を行うもの。

- ※ 日本政策金融公庫からの信用供与
- 財政融資資金による長期・固定資金の貸付け
 - 損害担保取引(非弁済額の一部の補てん)
 - 利子補給

危機対応業務スキームについて



利子補給金の支給

主務大臣が必要と認めた場合に、ツーステップ・ローン又は損害担保取引を実施する貸付け等について支給する。(指定金融機関は、その分貸出金利を引下げる。)